

しょうがいふくし じぎょうじょう かんけいきかん れんけい そくしん
と障害福祉サービス事業所等の関係機関との連携を促進します。

- きょうせいせつどう たいしょ しょう ひと う い しょうがいふくし じぎょうじょう たい ちいきせいかつ
・ 矯正施設等を退所した障がいのある人を受け入れる障害福祉サービス事業所等に対し、地域生活
ていちゃくしえん たいせいせいび じょうけん けんしゅう おこな ちいき しえんぎじゆつ こうじょう すいしん
定着支援センターによる体制整備の助言や研修などを行い、地域の支援技術の向上を推進します。

(3) 意思決定支援の推進

【推進の視点】

- みづか いし けつてい こんなん かか しょう ひと みづか いし はんえい にちじょうせいかつ
・ 自らの意思を決定することに困難を抱える障がいのある人が、自らの意思が反映された日常生活や
しゃかいせいかつ おく かのう かぎ ほんにん みづか いし けつてい しえん ひつよう
社会生活を送るため、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援することが必要です。

【推進施策】

- そうだんしえんせんもんいん かんりせきにんしゃ いし けつていしえん しつ こうじょう ほか いし けつていしえん
・ 相談支援専門員やサービス管理責任者における意思決定支援の質の向上を図るため、「意思決定支援
ガイドライン*28」を活用するなどして研修カリキュラムの中に位置付け、研修の充実を図ります。
- しょう ざいさん にちじょうせいかつ ささ ひと ふりえき こうむ
・ 障がいがあることにより財産の管理や日常生活を支える必要がある人が、不利益を被ることが
しちょうそん せいねんこうけんせいど りよう すいしん く に じよせいじぎょう かつよう こうけんとう
ないよう、市町村が成年後見制度*29の利用を推進するために国の助成事業を活用することや、後見等
ぎょうむ てきせい おこな じんざい いくせい とりくみ いっそうなが かにいさいばんしよ
の業務を適正に行うことができる人材を育成することなどの取組を一層促すとともに、家庭裁判所や
かんけいきかん れんけい こういきてき けんち ひつよう じょうけん おこな ほっかいどうちいきふくしせいかつしえん
関係機関と連携し、広域的な見地から必要な助言を行うほか、北海道地域福祉生活支援センター*30が
おこな ふくし りようえんじよ にちじょうてき きんせんかんり とりくみ しえん
行う福祉サービスの利用援助・日常的な金銭管理などの取組について支援します。

(4) 障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実

【推進の視点】

- しょう ひと ちいき あんしん く しょうがいふくし ちいきせいかつしえんじぎょう じゅうじつ
・ 障がいのある人が地域で安心して暮らせるように、障害福祉サービス・地域生活支援事業の充実
ひつよう
が必要です。

【推進施策】

① 住まいの場の確保等

- ちいきかん きんこう はいりよ じゅうどうしょう ひと りよう けいかくてき せいび
・ 地域間の均衡に配慮し、重度障がいのある人も利用できるグループホームなどの計画的な整備を
そくしん
促進します。
- しょう ひと ちんたいじゅうたく せいかつ ば かくほ にゅうきょうけい じゅうたく
・ 障がいのある人が賃貸住宅などの生活の場を確保できるよう、入居受入れについて、住宅
しよゆうしゃ ふどうさんぎょうかんけいだんたい りかい そくしん つと
所有者や不動産業関係団体などの理解が促進されるよう努めます。

② 日中活動サービスの充実

- しょう とくせい おう にちゅうかつどう ば かくほ じりつくんれん しゅうろういこうしえん しゅうろうけいぞく
・ 障がい特性に応じた日中活動の場などを確保するため、自立訓練や就労移行支援、就労継続
しえんなど せいび
支援等の整備を促進します。
- ちいき いりようきかん れんけい いりようてき ひつよう じゅうど しょう こ しょう
・ 地域の医療機関との連携により、医療的ケアなどを必要とする重度の障がいのある子どもや障
ひと にちゅうかつどう さんか かぞく いちじてき きゅうけい ちいき
がいのある人が日中活動に参加したり、家族が一時的な休憩（レスパイト）ができるよう、地域の
しえんたいせい じゅうじつ む とりくみ そくしん
支援体制の充実に向けた取組を促進します。
- しちょうそん ちいき じつじょう おう じつし ちいきかつどうしえん にちゅういちじしえん ちいきせいかつしえん
・ 市町村が地域の実情に応じ実施する地域活動支援センターや日中一時支援などの地域生活支援
じぎょう とりくみ
事業の取組を支援します。

③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実

- ・ 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続させるため、入所施設の有する人材、ノウハウなどを活用する取組を促進します。
- ・ 障がいのある人がどこに暮らしていてもニーズや障がい特性に応じた必要なサービスが受けられるよう、居宅介護、重度訪問介護などの訪問系サービスや短期入所の計画的な基盤整備を促進します。
- ・ 障がいのある人の移動に関する支援（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援）の充実を図るとともに、身体障がい者用自動車の改造など市町村が行う地域生活支援事業を支援します。
- ・ ホームヘルプサービス、ショートステイ、日常生活用具の給付など、難病患者を対象とした在宅福祉サービスの充実に努めるほか、難病の特性に応じた適切な福祉サービスの利用を促進します。
- ・ 高齢化の進展などにより、介護や医療的ケアを必要とする障がいのある人が増加しており、国の制度見直しに合わせ、障がいのある人の高齢化、重度化に対応した取組を進めます。
- ・ 身体障がいのある人の移動や日常生活をサポートする身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の普及啓発に努め、道民の理解や身体に障がいのある人などの利用の促進を図るとともに、その育成等を促進します。
- ・ 自動車税の減免や、公共交通機関等の割引制度などの充実について、国など関係機関等への要請に努めます。

④ 障害者支援施設機能の充実

- ・ 障害者支援施設において、自立訓練、就労継続支援、短期入所などを実施し、地域で生活する障がいのある人を支援する取組を促進します。
- ・ 障がいのある人の高齢化や重度化などに対応した介護や医療的ケアなどのサービスが確保できるよう、施設設備の充実などについて国への要請に努めます。

⑤ 道立施設の機能強化

- ・ 子ども総合医療・療育センターにおいて、ハイリスクの胎児や新生児に対する特殊な周産期医療を提供する特定機能周産期母子医療センター、先天性心疾患等への高度医療を提供する循環器病センター、医療的リハビリテーション等を提供する総合発達支援センターとして、医療部門と療育部門が連携し複合的なサービスの提供に努めます。
- ・ 心身障害者総合相談所、児童相談所、精神保健福祉センター等における専門的な相談に対応する機能の充実や関係相互の連携強化を図り、きめ細かな情報提供や支援が行えるよう努めます。

⑥ 福祉用具の普及促進、利用支援

- ・ 障がいのある人や介護者の負担を軽減する上で、重要な役割を果たす補装具の効果的な利用を促進するため、心身障害者総合相談所及び支所において、多種多様な品目や給付制度の活用に関する情報提供や相談対応に努めます。
- ・ 心身障害者総合相談所において、補装具の研究開発情報などの収集を行い、市町村や民間事業者への情報の提供に努めます。

- ・ 技術開発の進歩が著しいICT（情報通信技術）を活用し、重度の障がいのある人の生活の利便性の向上や社会参加が図られるよう、市町村における障がい特性に応じたパソコン周辺機器やアプリケーションの普及促進に努めます。

(5) 生活安定施策の推進

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人が地域で安心して暮らせるように生活安定のための支援が必要です。

【推進施策】

- ・ 各種年金等の充実を国に働きかけるとともに、制度の周知に努めます。
- ・ 障がいのある人の経済的自立と社会参加を支援するため、生活資金、事業を営むために必要な資金の貸付けを行います。
- ・ 障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、燃料費など冬期間の増嵩経費について、市町村が行う経済的支援の取組に対する支援に努めます。

(6) 障害福祉サービス事業者の指定、指導監査の実施

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人の地域生活を支える障害福祉サービス等が、適切に提供される体制を確保することが必要です。

【推進施策】

- ・ 障害福祉サービス事業者等において適切で良質なサービスが提供されるよう、指定の際に厳正な審査を実施し、指定後も利用者の人権擁護や虐待防止、意思決定支援のための体制整備等、適正な事業運営の指導に努めます。

5 サービス提供基盤の整備

(1) 住まいの基盤整備の充実

【推進の視点】

- ・ 地域生活において欠かせない住まいを基本としたサービス基盤の整備が必要です。

【推進施策】

① 住まいの確保

- ・ 障がいのある人が円滑に地域生活移行できるよう、社会福祉施設等施設整備事業などを活用し、グループホームの計画的な整備を促進するほか、障がいのある人の安全を図るため、災害発生時における老朽化施設に対する耐震化整備などの防災対策や、ウイルス感染症の感染拡大防止を図る整備を促進します。
- ・ 相談支援事業所や市町村等と連携し、施設や病院から地域生活移行を希望する障がいのある人の居住の確保に向けた支援を行います。
- ・ 障がいのある人の見守り等を行う相談支援事業所の地域定着支援を活用することにより、公営

じゆうたく みんかんじゆうたく ひとりぐ かのう しえん
住宅や民間住宅における一人暮らしが可能となる支援をします。

- ・ 障がいのある人が住まいを確保できるよう、障がいのある人などの入居を拒まない民間賃貸住宅である「住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅*43（セーフティネット住宅）」や入居相談、入居後の見守りなどを行う「住宅確保要配慮者居住支援法人」について、相談支援事業所に情報提供するなどして、障がいのある人への利用を促進します。
- ・ 地域生活移行を推進するためにも、グループホームをはじめとする多様な住居の確保について市町村等に対して必要な助言を行います。

② 環境の整備

- ・ 「北海道福祉のまちづくり条例*44」などに基づき、誰もが安心して快適に生活できる福祉のまちづくりを総合的に推進するとともに、障がいのある人等の利用に配慮した建物づくりや、積雪寒冷な地域における必要な配慮のほか、障がいのある方を含むすべての人々が、お互いに理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」を推進し、福祉環境の整備を促進します。
- ・ 障がいのある人も安心して暮らせるよう、公営住宅等におけるユニバーサルデザインの普及促進を進めます。

(2) 日中活動サービスの充実

【推進の視点】

- ・ 地域で生き生きと生活できるよう、障がいのある人が希望する日中活動サービスを保障することが必要です。

【推進施策】

① 多機能型サービスの基盤整備

- ・ 身近な地域に必要な日中活動の場を確保するため、多機能型サービスの基盤整備を促進します。

② 日中活動の場の整備

- ・ 地域生活への移行を進め、能力や適性に応じた就労ができるよう、就労移行支援事業や、就労継続支援事業、自立訓練等の日中活動の場を確保するため、社会福祉施設等施設整備事業などを活用し、整備を促進します。
- ・ 地域での自立した生活には、日中活動及び地域交流の場の充実も必要であることから、市町村における地域活動支援センターや日中一時支援事業などの実施を推進します。
- ・ 地域の医療機関や障害福祉サービス事業所等と連携し、重症心身障がいや在宅の障がいのある人の日中活動への参加や家族の休息（レスパイト）の確保など地域生活を支援する体制の充実に努めます。

(3) 地域生活を支えるサービス基盤の充実

【推進の視点】

- ・ 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるようサービス基盤の充実が必要です。

すいしんしさく
【推進施策】

① サービス基盤の整備

- ・ 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域で生活することができるよう、施設機能の転換や介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存社会資源のほか、地域づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた、取組を推進します。
- ・ 地域での生活や余暇活動に欠かせない移動に関する支援（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・移動支援事業）、意思疎通支援等の充実を図ります。
- ・ 身体障がいのある人の移動や日常生活をサポートする補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）について、道民の理解や利用の促進を図るため普及啓発に努めるとともに、その育成等を推進します。
- ・ ノンステップバスの導入促進など、障がいのある人等が公共交通機関を円滑に利用できるよう、移動・交通のバリアフリーを促進します。
- ・ 道路沿いや観光地などでの車いす使用者等が利用しやすい多機能トイレなどの整備を促進します。
- ・ 障がいのある人に対する公共交通機関の運賃割引制度などについて、精神障がいのある人等も対象に加えるよう、引き続き国や関係機関に要請します。

② 地域の人材育成等

- ・ 共生の社会づくりを進め、地域の実情に応じた支援者の育成や市町村における地域での見守り活動等を推進します。
- ・ ボランティアの育成等の充実を努め、道民や団体によるボランティア活動を促進します。
- ・ 子ども、高齢者、障がいのある人を問わずだれもが暮らしやすい地域づくりのため、多様な事業を展開する地域生活支援事業を推進します。

(4) 共生型地域福祉拠点の取組推進

すいしんしさく
【推進の視点】

- ・ 道内各地域において、障がいのある人もない人も共に支え合いながら暮らすことのできる地域づくりを広げるためには、高齢者やボランティアなど様々な地域住民が参画しながら制度・分野を超えて、住民の生きがいがづくりや地域づくりに取り組む共生型地域福祉拠点の取組を推進することが必要です。

すいしんしさく
【推進施策】

- ・ 全国に比べ人口減少や少子高齢化が急速に進む本道の特性を踏まえ、複雑多様化するニーズに身近な地域で対応していくため、住民同士の支え合いなどにより地域課題の解決などに取り組む共生型地域福祉拠点の取組を推進します。
- ・ 基盤整備、相談支援、日中活動の場、住まいの場、就労などあらゆる場面において、住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出していくため、介護保険法に基づく通所介護事業所、地域包括支援センターなどの既存の社会資源のほか、地域づくり総合交付金等を活用した施設整備や人材育成などにより、地域特性を踏まえた取組を推進します。
- ・ 既存の共生型地域福祉拠点における取組事例の紹介や共生型コーディネーター養成研修のテキ

しゅうちどう しちょうそん かんけいだんたい とりくみ すいしん
ストの周知等により、市町村や関係団体の取組を推進します。

(5) 地域間格差の縮小

すいしん してん
【推進の視点】

- ・ 障がいのある人がどこに暮らしていても必要なサービスが受けられるよう、地域間の均衡に配慮した基盤整備を進める必要があります。

すいしんしさく
【推進施策】

- ① 居住系サービス（施設入所支援）
 - ・ 地域生活への移行支援を推進する観点から、現在入所している方について、円滑に地域生活への移行が図られるような体制の整備を進めるとともに、施設入所支援を必要とする障がいのある人の状況を考慮し、全道一圏域で広域的に入所定員の調整を行います。

- ② 居住系サービス（共同生活援助）及び日中活動サービス
 - ・ グループホームなどの住まいの場や、生活介護及び就労継続支援などの日中活動の場については、利用者の生活圏域（通所等によりサービスの相互利用が可能な単位）に着目してサービスの基盤整備を進める必要があることから、障がい保健福祉圏域単位に必要なサービス基盤の整備について調整を行います。

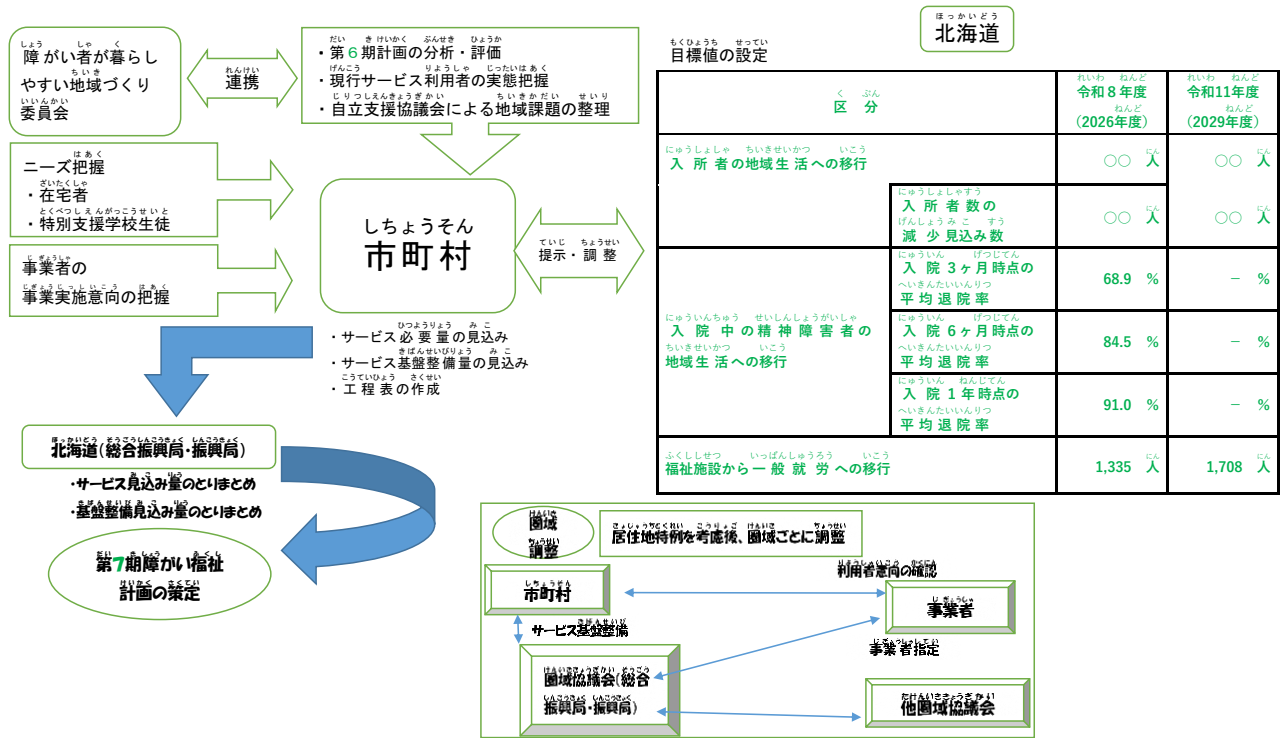
- ③ 訪問系サービス及び相談支援
 - ・ 居宅介護などの訪問系サービスについては、在宅において提供することを基本とすることから、市町村単位で地域生活への移行の進捗状況に合わせて、必要なサービス基盤の整備について調整を行います。
 - ・ 相談支援については、地域生活への移行や地域定着支援の観点から、市町村単位で必要な体制整備について調整を行います。

- ④ 調整の方法
 - ・ 圏域ごとに設置している障がい福祉計画等圏域連絡協議会において、入所（入院）・通所・居宅などのサービス基盤全体の整備量を整理し、計画的な基盤整備が行えるよう市町村との連携を図ります。
 - ・ 市町村に対して、新規参入事業者など指定事業者の情報を提供するほか、不足しているサービス事業者の参入について、市町村による法人等への働きかけなどを助言します。

- ⑤ 北海道障がい者条例に基づく地域づくり委員会の活用
 - ・ 地域づくり委員会を活用し、市町村や市町村の協議会と連携の上、地域で必要とするサービスの提供体制の整備に向けた支援を行うことにより、障がいのある人の暮らしづらさを解消します。

- ⑥ サービスを担う人材の確保
 - ・ サービス事業者の参入を進めるためには、その地域において働く人材が供給されることも重要であることから、市町村に対し、人材に関する情報の提供に努めます。

図13 【サービス基盤の地域間格差縮小のための取組】



(6) 施設による支援

【推進の視点】

- ・ 障害者支援施設を利用している人の暮らしの充実や、地域で暮らす障がいのある人を支援する取組が必要です。

【推進施策】

- ・ 障害者支援施設を利用している人の意向に沿ったサービス等利用計画の作成と、それを踏まえた個別支援計画に基づき、利用している人の施設での暮らしを充実させます。
- ・ 障害者支援施設において、生活介護、就労継続支援、短期入所などを実施し、地域で生活する障がいのある人を支援する取組を促進します。
- ・ 障害児入所施設等から移行して障害者支援施設を利用する人に対しても、必要な支援が継続されるよう支援します。

6 保健福祉・医療施策の充実

【現状と課題】

生涯を通じ、障がいの要因となる疾病等の予防、早期発見や治療の充実に加え、障がいを軽減するリハビリテーションの充実が求められています。

また、精神障がいのある人の社会的入院の解消を図るため地域移行の取組を進めるとともに、

退院後の地域生活に支援が必要です。

さらに、児童思春期の心の問題、うつ病をはじめとする精神疾患が関係した自殺予防、高次脳機能障がいのある人に対する支援が必要です。

【考え方】

障がいのある人が身近な地域において、保健サービス、医療、リハビリテーション等を受けることが出来るよう提供体制の充実を図るとともに、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図ります。

また、精神障がいのある人に対し必要な支援を行うことにより、地域生活への移行と定着を促進するとともに、難病に関する施策を推進します。

(1) 適切な保健・医療施策の充実

【推進の視点】

- ・ 公費負担医療制度の適正な運営を図るなど、特定疾患患者等や医療が必要な障がいのある人などが安心して適切な医療を受けられるよう努めます。
- ・ うつ病をはじめとする精神疾患に関する相談支援体制や自殺対策の充実に努めます。
- ・ 救急医療施設の整備のほか、合併症の方や遠隔地の方へ対応するため、地域における医療機関の連携強化を推進します。

【推進施策】

- ① 障がいのある人の人権に配慮した適切な医療の提供が図られるよう努めます。
- ② 病状に応じた適切な精神医療が受けられるよう自立支援医療等の利用支援・周知に努めます。
- ③ うつ病等に対する保健医療福祉サービスを強化するため、内科等かかりつけ医に対する資質の向上を図るとともに、医療・保健・福祉等の各分野との連携体制の整備を進めます。
- ④ 対面や電話による心の健康相談を実施するとともに、自殺対策や依存症等に関する研修や技術支援により市町村等身近な地域における相談体制の整備を図ります。
- ⑤ 「北海道自殺対策連絡会議」や、道立保健所に設置している「自殺対策地域連絡会議」を通じ、保健、医療、福祉をはじめ、教育、司法、商工・労働等の関係機関及び団体と連携し、「北海道自殺対策行動計画」に基づく施策を総合的に推進します。
- ⑥ 休日、夜間等における緊急な精神科医療へ対応するため、精神科救急医療体制を整備し、適切な医療及び保護の機会の確保を図ります。
- ⑦ 保健活動の基盤整備
市町村保健センター（類似施設を含む。）を拠点として、市町村における一貫した保健サービスが円滑に提供されるよう、保健所による専門的・技術的支援に努めます。

⑧ 小児に対する高度・専門的な医療の提供

子ども総合医療・療育センターは、ハイリスクの胎児や新生児に対する特殊な周産期医療を提供する特定機能周産期母子医療センター、先天性心疾患等への高度医療を提供する循環器病センター、医療的リハビリテーション等を提供する総合発達支援センターとして、医療部門と療育部門が連携し複合的なサービスの提供に努めます。

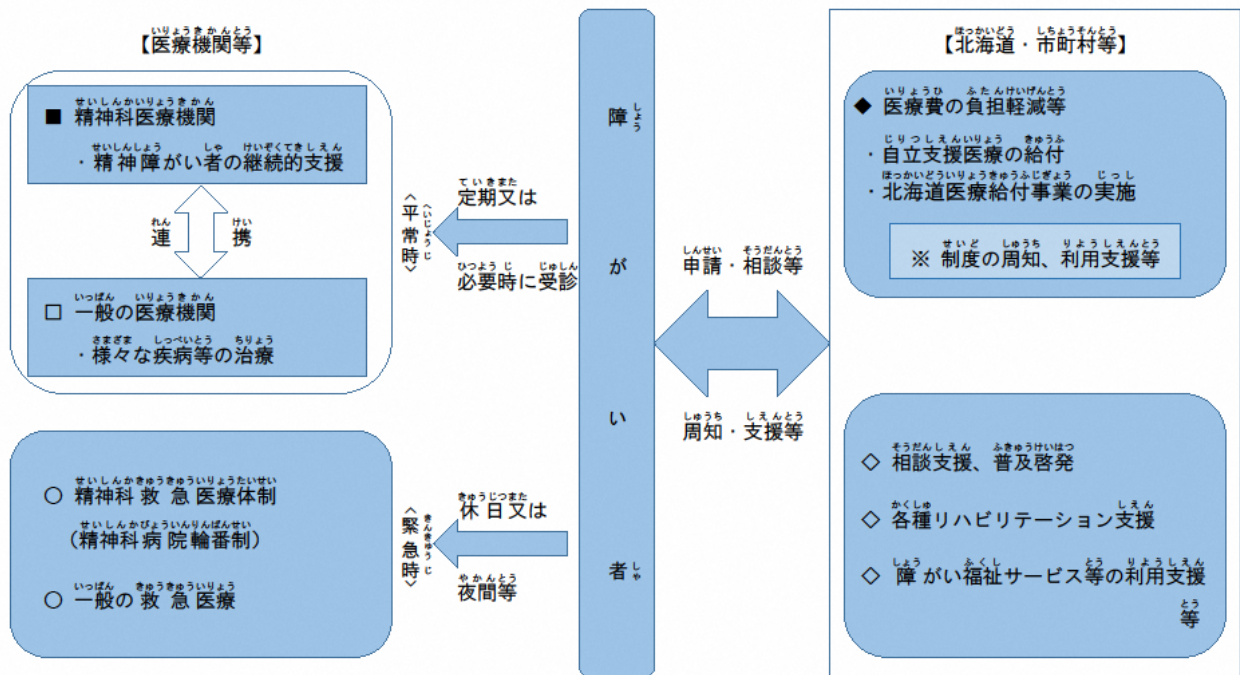
⑨ 歯科保健医療体制の充実

北海道障がい者歯科医療協力医制度や歯科保健センターにより、障がいのある人が身近なところで歯科保健医療サービスが受けられるよう歯科医師会等と連携し、体制の整備に努めます。

⑩ 医療給付等の充実

関係機関・団体と連携し、臓器移植に関する正しい知識の普及・啓発を一層推進するとともに、骨髄バンクへのドナー登録を促進することなどにより、臓器及び骨髄提供体制の整備を進めます。身体障がいを除去、軽減するために必要な更生医療や育成医療の給付を行います。

図14 【保健・医療提供の取組】



(2) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

【推進の視点】

障がいの原因となる疾病等の予防・治療の推進や適切な保健・医療の提供が必要です。

【推進施策】

① 周産期医療の充実

地域において、妊娠、出産から新生児期に至る周産期医療体制を確保するため、周産期母子医療センターの整備や周産期救急情報システムによる情報提供を行うなど、周産期医療体制の整備を進めることにより、子どもを安心して産み育てられる環境づくりの推進に努めます。

② 母子保健活動の推進等

障がいの原因となる疾病等を予防するための妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導や、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査など子どもと親に寄り添った支援の手がかりを見い出して早期の支援につなげるよう、乳幼児健康診査や子育て支援などの市町村における母子保健活動の充実を支援します。

③ 中高年期の予防対策の充実

- ・がん、循環器疾患、糖尿病、COPD（慢性閉塞性肺疾患）の生活習慣病の発症予防や重症化予防として、適切な食事・運動、禁煙など健康に有益な生活習慣や社会環境の整備のほか、がん検診や特定健康診査・特定保健指導の実施を促進します。
- ・生活習慣病の発症を予防し、健康寿命を延伸するためには、健康づくりの基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔などの健康に関し、生活習慣の改善を促進します。
- ・障がいや重くなったり、他の症状が現れるなどのいわゆる二次障がいの実態や原因の把握に努め、その予防方法や対策についての研究を進めます。

(1) 精神障がいのある人や難病患者の方など障がいの特性に応じた支援の充実

【推進の視点】

- ・保健・医療・福祉の関係機関が連携し、急性期治療後のリハビリテーションから地域リハビリテーションまで切れ目のない一貫した体制の確保を図り、障がいのある人や難病のある人などに対し適切なリハビリテーションが提供されるよう努めます。
- ・交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい等によって記憶、認知、言語、判断といった脳の領域にダメージを受けた、高次脳機能障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制の整備やリハビリテーションの提供に努めます。
- ・児童の精神的健康を保持し、自閉症等の発達障がい、ひきこもり、家庭内暴力、薬物乱用といった児童思春期の心の問題への対応に努めます。
- ・障害者総合支援法の対象とされた、難病等である人に対する地域の支援体制づくりが必要です。
- ・令和元年（2019年）7月から、対象となる疾病が361疾病に拡大されたため、これらの疾病をもった方々が円滑に制度を利用できるよう周知に努める必要があります。

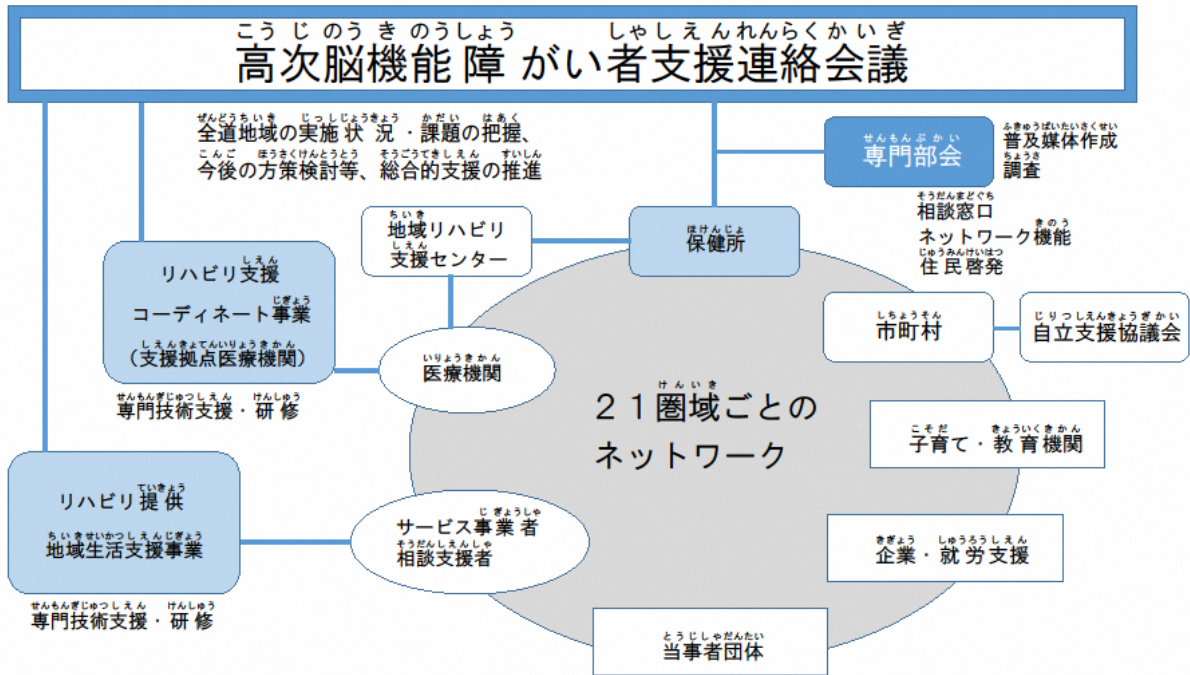
【推進施策】

① 精神障がいのある人等への支援

- ・日常生活における障がいを軽減し、自立を促進するため、市町村等が行う機能訓練への支援を進めるなど、地域におけるリハビリテーション支援体制の整備を推進します。
- ・精神障がいのある人やその家族等に対する相談支援体制、地域における精神医療対策や精神科リハビリテーションの充実に努めます。

- 高次脳機能障がいへの理解を深めるため、各障がい保健福祉圏域において、講演会、研修会の開催などによる普及啓発を行うとともに、保健所における相談支援等を進めます。
- 支援拠点医療機関において、高次脳機能障がいの診断基準、リハビリプログラムの普及を図るとともに、地域の医療機関や相談支援機関等との連携や専門的な指導等を進めます。
- 高次脳機能障がいのある人に対するリハビリテーションの提供や地域生活を支援するため、就労、就学、在宅生活、障害福祉サービス事業所等の利用支援などの支援体制の充実を図ります。
- 「高次脳機能障がい者支援連絡会議」を通じ、専門性の高い医療機関などの委託事業者と、保健所等の相談対応者が連携し、高次脳機能障がい者やその家族に対する就学・就労、授産事業所の利用、在宅生活に係る相談支援等を行う関係機関とのネットワーク構築を推進します。
- クリニック等を含む一次診療施設（一般てんかん診療施設）と三次診療施設（専門的なてんかん診療施設）をつなぐ二次診療施設を認定し、てんかん診療の連携を図り、てんかん支援拠点病院が設置する「てんかん治療医療連携協議会」にて、道、保健所、医師、当事者及び家族等と事業の検証等を行い、関係機関との連携強化を推進します。
- てんかん医療は、専門的な診療を行っている機関について、患者だけでなく医療機関においても十分把握されておらず、また、一般の医師への情報提供等についても充実を図る必要があることから、てんかん拠点病院を中心に、専門的な相談支援者、他の医療機関、自治体や患者家族等との連携・整備を図るほか、てんかんについての助言・指導、地域におけるてんかんに関する普及啓発等を実施し、てんかん診療における地域連携体制の整備を進めます。
- 「北海道ひきこもり成年相談センター」において、ひきこもり当事者や家族等からの相談などに対応するとともに関係機関とのネットワークの構築を進めます。また、ひきこもりサポーターを養成し、養成されたサポーターの活動を支援します。
- ひきこもりの方に対して、早期に対応するため、市町村や各種相談支援機関、教育機関等、横断的な連携強化を推進します。
- 依存症に関する知識を普及し、当事者・家族を地域で支援することができるよう、地域住民に対する啓発や依存症の自助グループや支援者が実施しているミーティングの手法を学ぶ機会の確保など、依存症支援体制の構築を促進します。
- 「北海道アルコール健康障害対策推進計画」及び「北海道ギャンブル等依存症対策推進計画」に基つき、予防及び相談から治療回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備します。
- 地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所及び関係機関への技術的支援及び広報、研修、相談など、精神保健福祉の総合的な拠点としての精神保健福祉センターの機能の充実に努めます。

図15 高次脳機能障がいに対する取組



ひきこもり支援施策の全体像

より身近な市町村における相談窓口の設置と支援内容の充実を図り、これを北海道がバックアップする体制を構築

市町村

ひきこもり支援に特化した事業

Ⅰ ひきこもり地域支援センター

①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり、④当事者会・家族会の開催、⑤住民への普及啓発等を総合的に実施

Ⅱ ひきこもり支援ステーション

ひきこもり支援の核となる①相談支援、②居場所づくり、③地域のネットワークづくり等を一体的に実施

Ⅲ ひきこもりサポート事業

ひきこもり支援の導入として、任意の事業を選択して実施

重層的支援体制整備事業

地域住民の援護化・統合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築
属性も問わない相談支援、参加支援
地域づくりに向けた支援等

生活困窮者自立支援制度

(福祉事務所設置義務等)

自立相談支援事業
アウトリーチや関係機関への同行訪問
関係機関へのつなぎ
就労連携支援事業
就労連携支援プログラムの作成
ひきこもりの方がいる世帯への訪問支援等



図16 ひきこもり支援施策の全体像 (精神追加)

② 難病等である人への支援

● 難病対策の生活支援

・ 身体状況等に応じた適切な福祉サービスが提供できるよう、相談体制や地域生活支援事業の充実を図ります。

しょうがいしゃしゅうぎょう せいかつしえん ちゅうしん かんけいきかんとう れんけい しゅうぎょうおほ せいかつしえん
・ 障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関等との連携による就業及び生活支援を
すいしん
推進します。

ほっかいどうなんびょう しょうそんおほ かんけいだんたい れんけい あら しょうがいしゃそうごうてきしえんほう たいしょう
・ 北海道難病センター、市町村及び関係団体と連携して、新たに障害者総合的支援法の対象とされ
しつぺい かつ ふく なんびょうとう ひと せいど ふきゆう ひつよう じょうほう ていきょう はか
た疾病をもった方を含め、難病等である人への制度の普及や必要な情報の提供を図るとともに、二
おう しょうがいふくし とう かつよう うなが
ーズに応じた障害福祉サービス等の活用を促します。

また、医療機関に対し、制度対象となることなどについて周知するとともに、障害福祉サービス
じぎょうしょ たい しつぺい とくちよう しゅうち はか なんびょうとう ひと うけいれ たいしょう もと
事業所に対しては、疾病の特徴などの周知を図り、難病等である人を受入の対象とするよう求める
なんびょうとう ひと えんかつ りよう つと
など、難病等である人が円滑にサービス利用できるように努めます。

● 難病対策の充実

なんびょうしんりょうれんけいきよてんびょういん ほっかいどういりょう ちゅうしん なんびょういりょうきょうりよくびょういん
・ 難病診療連携拠点病院である北海道医療センターを中心に地域の難病医療協力病院と
れんけい なんびょう ていきょうたいせい せいび つういん しんけいなんびょうかんじゃ たい
連携の上、難病の医療提供体制の整備を推進するほか、通院が困難な神経難病患者に対して医師
ほけんしとう ほうもんけんしん そうだんじぎょう おこな ざいたくなんびょうかんじゃたいさく じゅうじつ つと
や保健師等による訪問検診や相談事業を行うなど、在宅難病患者対策の充実に努めます。

さらに、難病の特性に応じた適切な福祉サービスや福祉サービスを利用する上で必要な情報の
ていきょう なんびょう りかい
提供に努めるとともに、難病に対する理解を促進します。

・ 難病の発生原因、治療方法の研究調査、専門医療機関の充実とともに、医療費の公費負担による
ちりょう けんきゆう かんけいきかん しえん
治療 研究の推進や、関係機関への支援に努めます。

・ 難病のある人やその家族等を対象とした医療や日常生活に係る相談、研修を実施し、難病に対
なんびょう ひと かぞくなど たいしょう いりょう せいかつ そうだん じっし なんびょう
する不安解消など精神的負担の軽減を図ります。

・ 難病のある人や障がいのある在宅療養者を対象に、口腔衛生管理や口腔機能管理を促進し、
りょうようせいかつ しつてきじゅうじつ はか
療養生活の質的充実に努めます。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【推進の視点】

せいしんしょうがい たいおう ほうかつ こうちく
・ 精神障がいのある人を含め、「希望するすべての障がい者が安心して地域で暮らせる社会づくり」
すす しょうだんしえん ちゅうしん ちいき じつじょう おう ちいきせいかつしえんたいせい じゅうじつ くわ
を進めるためには、相談支援を中心とする地域の実情に応じた地域生活支援体制の充実に加え
じちたい ちゅうしん ちいき せいしんほけん いりょう ふくし いったいてき とりくみ すいしん ひつよう
自治体を中心とした地域の精神保健、医療、福祉の一体的な取組の推進が必要です。

・ 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行を進めるためには、地域の理解と医療機関を含
にゅういんちゅう せいしんしょう ひと ちいきせいかつ いこう すず ちいき りかい いりょうきかん ふく
めた関係機関の連携による継続的な支援が必要です。

【推進施策】

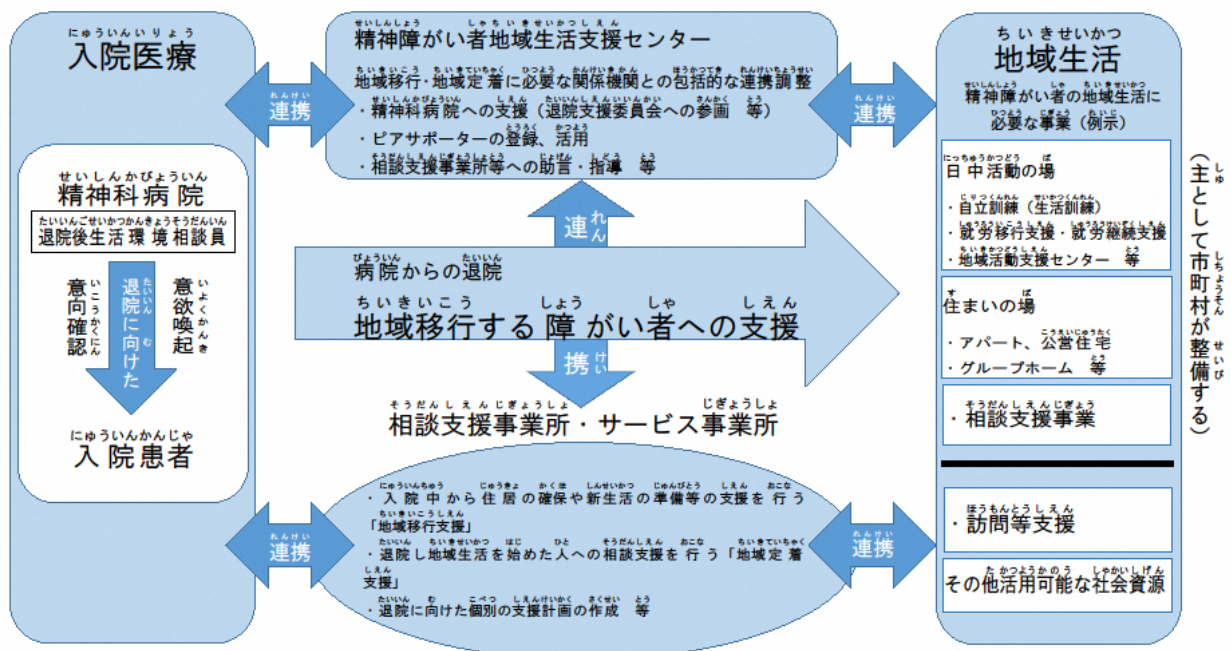
すいしんしきく
① 精神障がいのある人が、地域の一人として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、既
せいしんしょう ひと ちいき いちいん あんしん じぶん く すで
に圏域ごとに設置している保健、医療、福祉関係者による協議の場を市町村ごとにも設置できるよう、
けんいき せっち ほけん いりょう ふくしかんけいしゃ きょうぎ ば しょうそん せっち
広域での調整に努め、重層的な連携による支援体制を構築します。

② 精神障がいのある人に対する地域住民の理解促進及び適切な初期支援の実施に向けて、研修会を
せいしんしょう ひと たい ちいきじゅうみん りかいそくしんおほ てきせつ しょきしえん じっし む けんしゅうかい
行うなど、地域における受入れのための普及啓発に努めます。

③ 精神科病院において、退院後生活環境相談員を中心に地域の相談支援事業所やピアサポーター等
せいしんかびょういん たいいんごせいかつかんきょうそうだんいん ちゅうしん ちいき そうだんしえんじぎょうしょ とう
との連携を図りながら、本人への退院に向けた意欲の喚起や本人の意向に沿った地域移行支援が促進さ
れんけい はか ほんにん たいいん む いよく かんき ほんにん いこう そ ちいきいこうしえん そくしん
れるよう支援に努めます。

- ④ 入院中から住居の確保や新生活の準備等の支援を行う「地域移行支援」や、退院し地域生活を始めた人への相談支援を行う「地域定着支援」を推進します。
- ⑤ ピアサポーター等を配置した精神障がい者地域生活支援センターにおいて、精神科病院や相談支援事業所等との包括的な連携などにより、精神障がいのある人の地域移行を促進します。
- ⑥ 退院後に安定した地域生活を送れるよう、精神科病院や相談支援事業所等の専門職スタッフによる訪問等支援を推進します。
- ⑦ 精神障がいのある人の地域生活を支援するため、市町村の地域生活支援体制づくりを広域的に支援するとともに、グループホームなどの住まいの場や就労継続支援などの日中活動の場の確保、自助グループの活動支援など、総合的な取組を促進します。

図17 【地域移行・地域定着のイメージ】



7 多様な人材の確保・定着・養成及びサービスの質の向上

【現状と課題】

少子高齢化・人口減少の下で、労働力の確保は重要な課題であり、こうした中、障がいのある人ひとり一人が、地域で本人が希望する暮らしを実現していくためには、サービス提供基盤の整備はもとより、それを支える多様な人材の確保・定着・養成を図ることが必要です。

さらには、障がいのある人の意向や障がい特性などに応じた良質なサービスが提供されるよう、サービスの質を確保していくことが必要です。

【考え方】

身近な地域で必要なサービスが受けられるよう、障がい福祉・医療を支える人材の養成・定着・確保に努めるとともに、安心してサービスが受けられるよう質の向上に取り組めます。

(1) 人材の確保・定着・養成

すいしん してん
【推進の視点】

- ・ 障害福祉サービス等の提供にあたり基本となるのは人材であり、サービス利用の際の相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス提供に係る責任者等の養成のみならず、サービス提供に直接必要な担い手の確保を含め、求められる多様な人材を質・量ともに確保することが必要です。
- ・ 利用者に適切で良質なサービスが提供されるよう、障害福祉サービスの質の向上を図ることが必要です。

すいしんしさく
【推進施策】

① 福祉・保健・医療関係職種^{かんけいしよくしゆ}の養成・確保等^{ようせい・たう}

- ・ 障害福祉サービスの利用に関する相談に応じ、サービス等利用計画策定の中心^{ちゆうしんてき}的な役割を担う相談支援^{しえんじゆうじしや}従事者や、サービス提供^{ていきよう}プロセスを管理するサービス管理責任者^{かんりせきにんしやなど}等の養成に努めます。さらに、相談支援従事者とサービス管理責任者等が連携し、チームで支援する本人中心^{しえん ちゆうしん}のケアマネジメントの確立と定着を促進します。
- ・ 社会福祉士や介護福祉士などの福祉関係専門職員^{ふくしかんけいせんもんしよくいん}の養成・確保を図るため、修学資金^{しゆうがくしきん}の貸付けや福祉人材センター及び福祉人材バンクを通じた人材の確保に努めます。
- ・ 障がいのある人の健康な生活を支援するためには、医師や保健師、看護師などの保健医療関係専門職員^{ほけんいりようかんけいせんもんしよくいん}が必要となることから、修学資金の貸付けや、潜在している人材の有効活用などに努めます。

② サービス提供^{ていきよう}の担い手の確保^{かくほ}

- ・ サービス提供^{ていきよう}の担い手となる訪問系サービス従事者^{ほうもんけい じゆうじしや}（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護^{えんご}）、たん吸引従事者等の地域での養成を促進します。
- ・ 強度行動障がい^{きやうどうしやう}や高次脳機能障がい^{こうじのうきのうしやう}を有する障がいのある人に対して、障害福祉サービス等において適切な支援ができるよう、人材育成等を通じて支援体制の整備を図ります。

③ 各種研修^{かくしゆけんしゆう}の充実^{じゆうじつ}

- ・ 福祉関係職員^{ふくしかんけいしよくいん}の知識・技術^{ちしき こうじよう}の向上を図るため、職種^{しよくしゆ}や業務経験^{けいけん}に応じた計画的、体系的な研修^{けんしゆう}を行い、障がいのある人を中心としたケアマネジメントや相談支援など、地域で新たに求められている機能^{きののう}の確保に努めます。
- ・ 福祉と連携した質の高い保健・医療^{ほけん かんけいしよくしゆ}を担う人材を養成するため、保健・医療関係職種^{たい}に対する研修機会^{けんしゆう}の拡大等による専門技術^{せんもんぎじゆつ}の向上^{こうじよう}や福祉知識^{ちしき}の習得^{しよく}などの支援に努めます。
- ・ 市町村における保健活動^{ほけんかつどう}の充実^{じゆうじつ}のため、保健師、栄養士などの研修^{けんしゆう}を行うなど資質^{ししつ}の向上^{しよく}に努めます。
- ・ 児童相談所^{じどうそうだんじよ}や心身障害者総合相談所^{しんしんしやうがいしやそうごうそうだんじよ}、精神保健福祉センター等^{せいしんほけんふくし とう}、道立施設職員^{しせつしよくいん}の知識・技術^{ちしき}の向上^{こうじよう}を図るため、研修^{けんしゆう}などの実施^{じっし}に努めます。
- ・ サービス等利用計画^{たうりようけいかく}を作成する相談支援専門員^{さくせい}、サービス提供^{そうだんしえんせんもんいん}の中核^{ていきよう}を担うサービス管理責任者^{ちゆうかく}や児童発達支援管理責任者^{じどうはつたつしえんかんりせきにんしや}、相談支援従事者^{そうだんしえんじゆうじしや}の養成研修^{ようせいけんしゆう}について、北海道自立支援協議会^{ほっかいどうじりつしえんきぎょうかい}を活用し、研修内容^{かつよう}の充実^{けんしゆう}を図ります。
- ・ サービス管理責任者^{かんりせきにんしや}や相談支援従事者^{そうだんしえんじゆうじしや}等の資質^{ししつ}の向上^{こうじよう}を図るため、地域づくりコーディネーター^{ちいき}を活用し、身近な地域でのフォローアップ研修^{けんしゆう}を実施します。
- ・ 事業者^{じぎょうしや}がサービスを提供^{ていきよう}する際の利用者への意思決定支援^{さい}の質^{りようしや}の向上^いを図るため、サービス

かんりせきにんしゃ そうだんし えんじゆうじしゃとう たい い し けつていし えん かつよう けんしゆう じゆうじつ はか
管理責任者や相談支援従事者等に対して、意思決定支援ガイドラインを活用するなど研修の充実を図
ります。

- ・ 障害福祉サービス、障害児入所支援及び障害児通所支援等を提供する事業所の職員に対して、
人権の擁護や虐待防止のため、研修の機会を通じて指導助言を行います。
- ・ 利用者に適切なサービスが提供されるよう、障害支援区分認定調査員研修を実施します。
- ・ 福祉・介護職員の知識・技術の向上を図るため、職種や業務経験に応じた研修を行うとともに、
職員のキャリア形成を支援する研修などを推進し、職場への定着支援に努めます。
- ・ 障がい福祉の職場に対する理解の促進に努め、多様な人材の参入促進を図ります。

④ 就業環境の整備

- ・ 就業環境を改善し、誇りと生きがいをもって業務に従事することができるよう、福利厚生の改善
や育児休業、介護休業などの普及に努めます。

(2) サービスの質の向上

【推進の視点】

- ・ 利用者が適切にサービスを選択できるよう、障害福祉サービス事業者等の指定情報の公表を行います。
- ・ サービス利用に関する苦情解決の仕組みや福祉サービスの第三者評価制度の積極的な活用を推進し、
利用者に対するサービスの質の向上に努めます。
- ・ 障がいのある人の活動を推進し、利用者の立場に立ったサービスが提供されるよう、利用者による
サービス評価の仕組みなどについて検討します。

【推進施策】

● 生活全般を支える相談支援体制の構築

- ・ 市町村を中心とするすべての障がいのある人を対象としたワンストップ（一か所ですべてに対応
できる。）で、中立・公平な相談支援を行うため、地域づくりコーディネーターを活用し、総合的な
相談業務等の拠点となる「基幹相談支援センター」の整備とともに、虐待に関する総合的窓口である
「市町村障害者虐待防止センター」や市町村の協議会の機能強化を中心とした、地域における関係
機関のネットワークの充実を図ります。
- ・ 相談支援機能をはじめとする支援体制について、その目指す姿として「北海道障がい者条例」に
基づき策定した「地域づくりガイドライン」をもとに、それぞれの地域を支援します。

Ⅲ. 自立と社会参加の促進

8 障がい児支援の充実

【現状と課題】

子ども・子育て支援法の「全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ
適切なものでなければならない」との基本理念に基づき、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる
分野におけるすべての構成員が各々の役割を果たすとともに、相互に協力を図り、障がいのある子と
その家族に対し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を

整備し、障がいのある子ども本人の最善の利益を保障する必要があります。

関係機関との連携により、乳幼児期から学齢期への円滑な移行をより一層促進し、障がいの重度・重複化、多様化や障がい特性に配慮した支援・教育の充実を図るなど、障がいのある子どもの発達支援に努める必要があります。

【考え方】

発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へより一層の支援体制の充実を図るとともに、障がいのある子どもの発達を支援するため、早期発見から早期療育、さらには学齢期への円滑な移行や学校教育におけるインクルーシブ教育システムの推進などに加え、児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるための体制の整備を図ります。

また、医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実など、心身の発達の段階や年齢に応じた支援を地域で一貫して取り組むことができるよう、体制の充実を図るとともに、できるだけ身近な地域において、専門的な療育や教育を受けられる体制の整備を促進します。

(1) 障がいのある子どもに対する支援の充実

① 子どもの発達支援の充実

《推進の視点》

- 障がいのある子どもは、他の子どもと異なる特別な存在ではなく、同じ子どもであるという視点に立って、子ども・子育て支援法に基づく子育て一般施策の育ちの支援とともに、発達の段階や個々の障がい特性に応じて障がい児支援が連携し、障がいのあることが大きな不安や負担とならないよう、子どもとして健全に育つ権利を保障することが必要です。
- 障がいのある子どもの支援を行うにあたっては、その気づきの段階から、身近な地域で子ども本人の最善の利益を考慮することが重要です。
- 障がいのある子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要があります。
- 障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョン（包容）を推進する必要があります。
- 障がいのある子どもへの対応については、可能な限り早期に療育を開始し、基本的な生活習慣の習得や運動機能の発達を支えるとともに、社会性の育成などに配慮が必要です。

《推進施策》

- 障がいのある子どもとその家族への支援が身近な地域で受けられるよう、乳幼児健康診査などの母子保健サービスや子育て支援等の中での早期相談、家族への受容や気づきに配慮した申請によらないサービスの利用、制度や資源につなげるつなぎの支援や、障がいのある子どもの発達支援に着目した専門的な支援など、市町村において包括的な子ども発達支援体制の整備を図られるよう支援します。
- 市町村において実施が困難な専門的支援については、子ども総合医療・療育センターや旭川子ども

総合療育センター、発達障害者支援（地域）センターから、広域的に実施するとともに、圏域内の関係機関等に対する研修や情報交換等の機会を通して、地域の人材育成等を推進し、支援体制の充実を図ります。

- 障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援のサービス提供基盤となる施設や事業所等の整備を推進するとともに、医療、教育との連携はもとより、子育て一般施策における障がい児支援との連続・連携した支援や、家庭的な養育環境を提供する里親制度の活用などについて推進します。

- 障がいへの気づきの段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援の充実を図るとともに、どの地域においても等しく一定の支援が受けられるよう地域支援体制の構築を図ります。

- 発達障がいのある子どもについては、早期に発達の遅れや偏りに気づき支援につなげるため、発達障がいへの理解を促進する取組を進めるほか、発達障害者支援（地域）センターが、地域で直接支援を行っている保育所、学校、事業所等へ専門的な支援技術への助言を行い、支援の質の向上等を促進します。

- 市町村で保健・福祉・教育等との連携体制を進めるために、振興局が行う発達支援に関わる関係職員の研修と教育局が行う特別支援教育に関わるセミナーとを合同で開催するなどし、関係機関が情報共有を図るよう努めます。

- 幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、乳幼児期からの支援ファイルと学校等で作成される個別の教育支援計画とを一体的に活用し、また、サービス利用の際の障害児相談支援計画等や事業所で作成される個別支援計画等を含めて連動した支援となるよう努めます。

- 市町村における協議会と市町村特別支援連携協議会、障がい福祉計画等圏域連絡協議会と各教育局に設置している特別支援連携協議会、道本庁に設置する「発達支援推進協議会」と「広域特別支援連携協議会」がそれぞれ連携した、福祉と教育及び関係機関による重層的な支援体制を推進します。

- 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、環境を円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場の設置を進めます。

② 家族への支援

《推進の視点》

- 障がいのある子どもの家族の子育てで不安を軽減し、子育てに自信が持てるよう、発達の各段階に応じて子どもの発達を支援するとともに、家族を含めたトータルな支援が必要です。

- 家族への支援に当たっては、子ども・子育て支援法に基づく子育て一般施策との緊密な連携を図る必要があります。

《推進施策》

- 発達の遅れや障がいを可能な限り早期に発見し、早期支援へつなげるため、子育てをする親の思いに寄り添い、支援する視点から乳幼児健康診査の充実に努めるなど、市町村における母子保健活動を支援します。

- 障がいの受け止めや将来に対する不安などを抱えている家族に対して、保健センターや保健所、

児童相談所、療育機関など関わりを持つ機関の専門家が、心理的なケアやカウンセリング等の支援を行うほか、ペアレントメンター*46による相談活動や親の会活動などと有機的な連携を図り、家族への支援の充実に努めます。

- ・ 身近な場所において、子育てに関する相談支援や情報提供等を総合的に行うとともに、地域の子育て親子の交流などが図られるよう、支援に努めます。
- ・ 家族の精神的・肉体的負担を軽減するため、身近な地域で短期入所等が利用できる体制整備に努めます。
- ・ 子どもに障がいがあることによって就労が制限されることのないよう、家族の就労のための支援に努めます。
- ・ 障がいのある子どもを持つ家族の子育ての不安を軽減するため、同じ障がいを持つ子の保護者が相談対応を行うとともに、日中一時支援や短期入所等の利用を進めます。
- ・ 障がいのある子どものきょうだいの支援も重要であることから、きょうだい支援の活動をしている団体等と連携した心の支援の取組を進めます。
- ・ 子どもを育てる保護者が、子どもとのよりよい関わり方を学びながら日常の子育ての困り事を解消し、楽しく子育てが出来るよう、地域での保護者支援の充実に努めます。

③ 福祉、保育、保健、医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援

《推進の視点》

- ・ 障がいのある子どもへの発達支援は、子ども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、連携を密にし、情報を共有することにより、障がいのある子どもに対する理解を深めることが必要です。
- ・ 就学前、学齢期、卒業時などを通じて一貫した指導や支援が行われるよう、教育委員会、学校等と、福祉や就労との連携が必要です。

《推進施策》

- ・ 地域づくり委員会や地域づくりコーディネーター等による障がい保健福祉圏域内の関係機関のネットワークを構築し、さらに連携強化を推進し、市町村における子どもの発達支援をサポートします。
- ・ 発達の遅れや障がいのある子どもの、子どもとしての育ちを保障し、必要な支援や適切な療育を行うため、児童相談所、保健所、市町村、教育委員会、医療機関、児童福祉施設、学校など、地域の関係機関が連携し、乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期へ一貫した支援に努めます。
- ・ 特別支援連携協議会と地域自立支援協議会が、個別的教育支援計画とサービス等利用計画との情報の共有化を図り、連携した支援の促進に努めます。
- ・ 市町村の障害児支援担当部局、母子保健や子ども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、児童相談所、発達障害者支援（地域）センター、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、学校、特別支援学校、児童委員等の関係機関と連携を図り、支援が必要な子どもと保護者の支援が保育所や学校そして就労等に適切に移行され、適切な支援が引き継がれていく体制を整備します。
- ・ 子どもの発達の遅れ、偏りについては、乳幼児健康診査、市町村保健センター等の発達相談、保育所、

幼稚園、学校等の利用等を通して気づく場合があります、気づきの段階から継続的な支援を行うため、母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を進めます。

・ 障がいの早期の発見及び支援並びに健全な育成を進めるため、乳幼児健康診査等の母子保健施策との緊密な連携を図るとともに、日頃から障がいのある子どもに関わる部局と、子育て支援担当部局、保健医療担当部局や教育委員会との連携を密に図る体制づくりを進めます。

・ 市町村で保健・福祉・教育等との連携を促進するため、振興局が行う発達支援に関わる関係職員の研修と教育局が行う特別支援教育に関わるセミナーを合同で開催するなどし、関係機関における情報の共有化を図ります。

・ 障がいのある子どもへの支援が適切に行われるために、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援事業所等の障害福祉サービスを提供する事業所等が緊密な連携を図り、就学時及び卒業時において、支援が円滑に引き継がれる体制の整備を進めます。

・ 幼児期から学齢期、就労期へと一貫した支援が行われるよう、乳幼児期からの支援ファイルと学校等で作成される個別の教育支援計画を一体的に活用するとともに、サービス利用の際の障害児支援利用計画等や事業所で作成される個別支援計画等とも連動した支援を進めます。

・ 市町村における自立支援協議会と市町村特別支援連携協議会、障がい福祉計画等圏域連絡協議会と各教育局に設置している特別支援連携協議会、道本庁に設置する発達支援推進協議会と広域特別支援連携協議会がそれぞれ連携した、福祉と教育及び関係機関による重層的な支援体制を推進します。

④ 地域社会への参加・インクルージョン（包容）の推進

《推進の視点》

・ 障がいのある子どもが地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもが共に成長できるよう、地域社会への参加やインクルージョン（包容）を推進する必要があります。

・ 可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが求められます。

《推進施策》

・ 障害児通所支援事業所、児童発達支援センター等が保育所や認定こども園、放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制を構築することにより、障がいのある子どもの地域社会への参加・包容の推進を図るとともに、保育所等訪問支援による、障がいのない子どもとの集団生活への適応、障がいのある子ども本人への支援や訪問先施設等の職員に対する支援方法等の指導等を行います。

・ 昼間、保護者がいない児童に生活と遊びの場を提供する放課後児童クラブでの障がいのある児童の受入れを促進します。

⑤ 障がい児支援体制の基盤整備

《推進の視点》

・ 発達の遅れ、偏りや障がいのある子どもの心身の状況に応じ、自立の支援と日常生活の充実に

資することが重要です。このため、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、発達の遅れに気づいた段階から、身近な地域で利用しやすい支援が受けられるよう、「障害児相談支援*47」や、「障害児通所支援」、「障害児入所支援」の基盤整備が必要です。

- ・ 広域分散型の北海道にあって、どこに暮らしていても、より身近な地域で支援が受けられるとともに、どの障がいにも対応できるようにする一方で、障がい特性に応じた専門性の確保が必要です。
- ・ 障害児通所支援、障害児相談支援における障がい児及びその家族に対する支援について、障がい種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の整備が必要です。
- ・ 障害児入所支援では、小規模なグループによる支援や心理ケアを提供することにより、障がいのある子どもの状況に応じたきめ細やかな支援を行う必要があります。

《推進施策》

● 障害児相談支援の整備

- ・ 市町村が関係機関の連携のもとで、ライフステージに応じた支援体制が確保できるよう、相談支援専門員の育成、資質及び専門性の向上に向け取組を進めます。
- ・ 家族の子育てに対する不安感に寄り添い、早期発見、早期支援が促進されるよう、ペアレントメンターの養成等、家族に対する支援体制の整備を図るほか、障がいのある子どもが待機することなく適切な診療、療育を受けることができる体制づくりを支援します。

● 障害児通所支援の整備

- ・ 児童発達支援センターの設置を推進するほか、施設基準を満たせずに同センターを設置できない場合には、保育所等訪問支援、障害児相談支援等の指定を受け児童発達支援センターと同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センター*45の整備を進めます。

その市町村中核子ども発達支援センターの整備に当たっては、地域の障がい児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として認定し、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族、その子どもが通う保育所、幼稚園、学校や認定こども園その他集団生活を営む施設からの相談対応や助言その他の必要な援助を行います。

- また、障害児通所支援事業所等と緊密な連携を図るとともに子ども総合医療・療育センター、旭川子ども総合療育センター、児童相談所及び発達障害者支援（地域）センター等による後方支援を行うなど重層的に障がいのある子どもへの支援体制の整備を進めます。

- ・ 障がいの重度化・重複化や多様化に対応する専門的機能の強化を図ったうえで、地域における中核的な支援施設として、「児童発達支援センター」や同等の機能を有する「市町村中核子ども発達支援センター」を活用し、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、重層的な障害児通所支援体制を推進します。

- ・ 障害児通所支援事業の質の向上を図るため、関連施設との連携を促進するとともに、事業所の指定、指導監査、人材育成の研修等のあらゆる機会に「児童発達支援ガイドライン*48」等を活用し、より一層の支援の充実を図ります。

- ・ 地域における重層的な支援体制を構築するため、道立施設や発達障害者支援（地域）センターなど

せんもんてきしえん およ ちいきしえん すす
からの専門的支援のシステムづくり及び地域支援を進めます。

しょうがいじにゆうしよしえん せいび
● 障害児入所支援の整備

- ・ 障害児入所施設を利用する子どもとその家族への支援については、自立支援協議会等の場を活用し、市町村、障害児入所施設、児童相談所、保健センター、医療機関、相談支援事業所、学校及び障害福祉サービス事業所等と連携し、入所施設を利用する前からそれぞれの支援体制を確認し、退所後の支援を見据え、連絡調整を図っていきます。
- ・ 施設を利用する子どもの中には虐待を受けた子どもが多くいることから、その支援に当たっては、より細やかな対応を行う必要があり、施設の状況に応じて、小規模グループケアの導入を検討するとともに、入所施設の専門機能の強化を支援します。
- ・ 入所施設は様々なニーズに対応する機関として位置づけられている一方、北海道では、入所施設が設置されていない圏域がある現状から、地域の実情に応じ、身近な地域で家庭的な生活が提供される環境づくりを推進します。
- ・ 18歳を迎える子どもが、退所後も安心して生活できるよう、入所中から、日中活動の体験利用や宿泊体験、自立支援協議会等の場を活用し、市町村、障害児入所施設、児童相談所、保健センター、医療機関、相談支援事業所、学校及び障害福祉サービス事業所等の職員等の連携のもと、その子に適した進路支援を行う体制を整備します。
- ・ 社会的養護の必要な障がいのある子どもの措置に関しては、障がいの程度や地域特性等により、障がいのない子どもを含めた集団の中で育ちをできるだけ支援することも含めて対応します。

とくべつ しえん ひつよう こ しえん
⑥ 特別な支援が必要な子どもへの支援

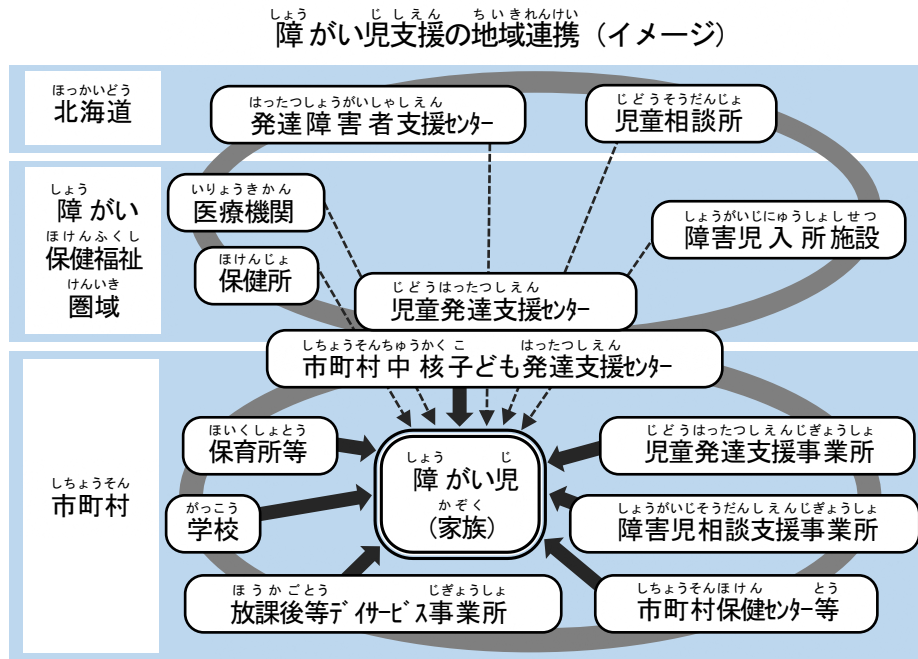
すいしん
《推進の視点》

- ・ 被虐待や社会的養護等の特別な支援が必要な障がいのある子どもへの支援が必要です。

すいしんしきく
《推進施策》

- ・ 児童養護施設や里親等を活用している障がいのある子ども、あるいは、家庭で養育されている障がいのある子どもに対し、児童相談所や市町村と連携し、障がい児支援の専門性を活かした支援の提供について検討します。

図18 【障がい児支援の地域連携】



(2) 学校教育の充実

【推進の視点】

- 障がいのある子どもが、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、すべての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する必要があります。
- 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえたインクルーシブ教育システムの構築をめざし、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応する特別支援教育の充実を図るとともに、障がいのある子どもと障がいのない子どもがともに教育を受けられるよう配慮する必要があります。

【推進施策】

① 教育相談・支援体制の整備

- 教育委員会や学校などにおいて、保健・医療・福祉等の関係機関や道立特別支援教育センター等と連携を図りながら、保護者に対し適切な情報提供を行い、発達の遅れや障がいのある子どもへの早期からの教育相談・支援の充実に努めます。
- 教育支援計画作成の意義について普及を図るとともに、学校間ではもとより、学校と保育所や幼稚園、子ども発達支援センター等の関係機関、卒業後の就労先などとの間で、個別の教育支援計画等の引継ぎが円滑に行われるよう、相互の連携を促進します。
- 就学にあたって、本人・保護者等に対し、十分情報提供をしつつ、その意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズに必要な支援について合意形成が行われるよう、関係機関と連携の下、早期からの教育相談・支援の充実に努めます。

② 幼児・義務教育の充実

- 発達の遅れや障がいのある幼児に対して、保健・医療・福祉関係機関等が連携して、教育相談を

推進するとともに、小・中学校における児童生徒に対する指導や支援の充実のための教育環境の整備、並びに就学動向や障がいの状態に応じた特別支援学校の整備など義務教育の充実に努めます。

③ 後期中等教育の充実

- 障がいのある生徒の後期中等教育の機会を確保するため、職業学科を設置する特別支援学校高等部など、受入体制の整備に努めます。

④ キャリア教育・職業教育の充実

- 将来の自立に向けて、勤労観や職業観の育成を図るキャリア教育を推進するとともに、卒業後の進路を円滑に確保するため、学校、児童相談所、心身障害者総合相談所、公共職業安定所（ハローワーク）、障害者就業・生活支援センター、企業等の連携のもとに、個々の希望や障がい特性等に応じた進路指導や就労支援を計画的、組織的に進めます。

⑤ 交流及び共同学習等の充実

- 障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が体験的な学習を通して互いに理解を深める交流及び共同学習を一層推進するとともに、児童生徒のボランティア活動の取組を推進し、高齢者や障がいのある人とのふれあいや交流など教育活動を充実します。
- 特別支援学校等の教育活動の公開やホームページによる情報発信などを通して、特別支援教育に対する理解・啓発を進めます。

⑥ 障がいの特性に配慮した教育の充実

- 障がいの重度・重複化、多様化に対応するため、医療機関等との密接な連携を図るとともに、自立活動担当教員の育成・確保に努めます。
- 障がいの特性に応じた指導やICT（情報通信技術）を活用した指導等を効果的に行うための施設設備の整備や、医療的ケアに対応するための看護師の配置など、教育環境の整備に努めます。
- 訪問教育を充実するため、指導内容・方法等の改善や教材・教具の開発の促進に努めます。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校等における発達障がいを含む障がいのある幼児児童生徒の特性に応じた指導や支援の充実に努めます。

また、特別支援教育支援員の配置など、教育環境の整備の促進に努めます。

⑦ 研修、調査研究の充実

- 児童相談所などの関係機関との連携を図りながら、道立特別支援教育センターにおける特別支援教育に関する総合的研究、相談事業、特別支援教育関係職員の研修等の充実に努めます。
- 幼稚園、小・中学校、高等学校等の教職員の専門性を高めるため、特別支援学校等と連携を図り、特別支援教育に関する研修の充実に努めます。

(3) 医療的ケアを必要とする子どもや難聴児への支援の充実

① 医療的ケアを必要とする子どもへの支援充実

【推進の視点】

- 重症心身障がい・医療的ケア児とその家族が身近な地域において安心して生活することができるよう、充実した支援体制の構築を図ることが必要です。
- 重症心身障がい児を含めた医療的ケア児やその家族に対して保健、医療、福祉、保育、教育、労働等を総合的に支援する体制を構築するため、関連分野の支援をコーディネートする役割を担う